

# 9月8日(日)町議会議員選挙

〈告示日〉 9月3日(火)  
 〈期日前投票〉 9月4日(水)～7日(土)  
 4年間の任期満了に伴い、9月8日(日)に町議会議員選挙が実施されます。議員定数は12名です。  
 【問い合わせ】町選挙管理委員会事務局 (総務課 庶務係)  
 ☎(83)12221

## ▼立候補予定者説明会

町議会議員選挙の立候補届け出の受付事務が円滑に行われるよう、事前説明会を開催します。関係者の方は、ご出席ください(立候補予定者1人につき3人以内)。  
 なお、選挙は9月3日(火)に告示され、同日の午前8時30分から午後5時まで立候補届け出の受け付けを行います。

## 立候補予定者説明会

〈日時〉7月24日(水)  
 午前10時～  
 午前10時  
 1階展示ホール  
 〈場所〉町民文化センター  
 〈内容〉立候補届け出書類の記載要領などについて

## ▼事前運動の禁止

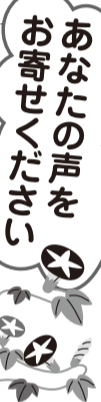
立候補の届け出以前に選挙運動をすることは「事前運動」となり、禁止されています。選挙運動とは、特定の選挙において、特定の候補者を当選させるため、また当選させないために、選挙人に働きかける行為を指します。  
 「〇〇さんに投票してください。」

「さい。」、または「〇〇さんに投票しないでください。」という明瞭な行為だけでなく、特定の候補者の名前を有権者に知らせるだけでも、当選を目的とした行為であれば事前運動となる恐れがあります。

## ▼寄附の禁止

公職の候補者(立候補予定者、現職を含む)による寄附は、選挙区内の人に対し禁止されており、開店祝いの花輪や就職祝い、お中元など冠婚葬祭における贈答、お祭りやスポーツ大会に金品を贈ること、また、公職の候補者の後援団体の寄附についても、政治団体や当該公職の候補者にする寄附以外の寄附は禁止されています。

※ただし、次の場合は除かれます  
 ①政党その他の政治団体またはその支部に対する寄附(ただし、自分を支持・推薦する後援団体については、7月2日から投票日(9月8日)までの期間は禁止されています。)  
 ②親族に対する寄附



あなたの声を  
お寄せください

## 議会報告会・意見交換会

7月26日(金)と27日(土)に、意見交換をメインとした議会報告会を開催します。皆さんの卒直な声をお聞きするため、今回はワークショップ形式で行います。

ご近所お誘いあわせの上、お気軽にご参加ください。参加自由・申し込みは不要ですので、当日会場にお越しください。

## ●7月26日(金)

午後7時～8時30分  
 寄小学校屋内運動場 1階多目的ルーム

## ●7月27日(土)

午後7時～8時30分  
 町民文化センター 1階展示ホール

## ◇内容

## ワークショップ

寄地区テーマ「寄を語ろう！」

松田地区テーマ「まちづくりについて語ろう！」

学校建設・駅周辺整備など  
 【問い合わせ】議会事務局  
 ☎(84)1335

## 7月1日より健康増進法の一部を改正する法律が施行されました!



昨年7月に「健康増進法」の一部を改正する法律が成立し、今年7月より一部が施行され、令和2年4月1日より全面施行されます。これにより、望まない受動喫煙を防止するための取り組みが、「マナー」から「ルール」へ変わります。多くの方が利用する施設などの類型に応じて、その利用者に対して、一定の場所以外の喫煙が禁止となります。健康増進法改正の趣旨を理解し、喫煙を行う場合には、周囲の状況に配慮し、「マナー・ルール」を守りましょう。

令和元年7月1日より  
**屋内・敷地内禁煙**  
 【第一種施設】子どもや患者などに配慮  
 学校、児童福祉施設/病院、診療所/行政機関の庁舎 など

令和2年4月1日より  
**原則屋内禁煙**  
 (喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要)  
 【第二種施設】上記以外の施設  
 事務所/工場/ホテル、旅館/飲食店/旅客運送事業船舶、鉄道/国会、裁判所 など  
 経過措置: 既存の経営規模の小規模な飲食店

令和2年4月1日より  
**施設内で喫煙可能**  
 ただし、  
 ※喫煙可能な場所である旨の掲示を義務付け  
 ※客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない  
 【喫煙目的施設】  
 喫煙を主な目的とする施設  
 喫煙を主目的とするバー、スナック/店内で喫煙可能なたばこ販売店/公衆喫煙所

COOL CHOICE 未来のために、いま選ぼう。  
 クールチョイス: 賢い選択

ごみ **ダイエット** 通信

「燃やすごみ」を減らせば  
 処理経費も削減できます。  
 毎日1人50g(玉子1個分)削減を目指しましょう。

**Q** 草刈りや庭木の枝切りを行った際に出る「雑草」や「せん定枝」などの「燃やすごみ」の量が多く、困っています。減らす方法はありますか?

**A** 細かく切って乾燥させることで減量できます。

雑草などは、しばらく放置して乾燥させると水分が減少して小さく軽くなり、持ち運びがしやすくなります。せん定した木の枝も、乾かすことで減量できますが、「直径が5cm以上」または「長さが30cm以上」のせん定枝は「燃やすごみ」として出すことができません。量が多い場合や切るのが大変な場合は、下記の方法で処分してください。なお、枝や雑草などを焼却する「野焼き」は一部の例外を除き禁止されています。

①直径10cm以内で長さ1.9m程度の枝は足柄東部清掃組合で処分できます。直接搬入して下さい(有料・要予約)。

足柄東部清掃組合 ☎(83)1554  
 ②①以外のせん定枝は(株)駿河サービス工業に相談して下さい(有料)。  
 (株)駿河サービス工業 ☎(85)5301

5月分 燃やすごみのデータ **注目!**

平成30年5月	ごみ収集量 約206t	収集運搬費 約217万円
令和元年5月	↓約0.89%増 約208t	↓288円減 約217万円

平成31年度予算額 約2,525万円 4月からの累計 約425万円  
 ※毎年収集単価は異なるので、同じ収集量であっても、差が出ることがあります

町公式サイトにある、ごみの分別辞典 **ごみサク**  
 なら、ごみの分別方法がすぐ分かります!

【問い合わせ】環境上下水道課 環境係 ☎(83)1227